

石川県個人情報保護審査会の答申概要（答申第61号）

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）第37条第1項の規定により、令和4年11月15日付け諮問石中セ第2719号の5で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県個人情報保護審査会は別紙のとおり答申する。

答申の概要

1 審査請求人の法定代理人が行った開示請求の内容

石川県中央児童相談所が審査請求人に関し、令和3年3月7日以降現在まで行った調査及び連絡等に係る記録及び業務日報に類するもの全て。関係機関（県、市、幼稚園、小学校、警察、石川県女性相談支援センター及び一時保護所）、近隣住民及び知人等とのやりとりを記したもの全て。令和4年3月7日付け中児相第1748号の3による通知を行った、一時保護処分に係る経緯と意思決定に関するもの全て。

2 開示請求に対する処分の内容

保有個人情報の一部を開示する旨の決定（開示しないこととした部分 法令の定めるところにより開示することができないと認められる部分、個人の評価等に関する部分、開示請求者以外の個人に関する部分、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある部分及び法定代理人と子の利害が対立する部分を除いた部分）

3 担当課（所）

中央児童相談所

4 審査請求の経緯

開示請求	令和	4年	4月12日
本件処分	令和	4年	5月17日
審査請求	令和	4年	6月10日
諮問	令和	4年	11月15日
答申	令和	7年	8月22日

5 審査会の判断要旨

知事が開示しないこととした部分のうち、審査会が開示することができると判断した部分は開示すべきであるが、その余の部分について不開示とした決定は妥当である。

7 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

(1) 争点

審査請求人は、不開示とされた部分には、条例の適用が誤っており不開示情報に該当しない情報が含まれている旨を主張している。

(2) 審査会としての判断

当審査会において、不開示とされた情報を直接確認したところ、児童通告書、戸籍謄本及び戸籍の附表における審査請求人に係る保有個人情報については、不開示情報に該当する部分を区分して除くことで、審査請求人の利益を害するおそれがなく開示することができるものと判断されるが、その余の部分については条例が規定する不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当であると認められる。

8 審議経緯

審査回数3回

答 申 書

令和 7 年 8 月 2 2 日

石川県個人情報保護審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求人の法定代理人（以下「本件法定代理人」という。）に対し、令和4年5月17日付け石中セ第619号の5により行った保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）については、実施機関が開示しないこととした別表1に掲げる部分のうち、別表2に掲げる部分は開示すべきであるが、その余の部分について不開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 開示請求の内容

本件法定代理人は、石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、令和4年4月12日に次のとおり審査請求人を本人とする保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

開示請求の内容：石川県中央児童相談所が審査請求人に関し、令和3年3月7日以降現在まで行った調査、保護及び連絡等に係る記録及び業務日報に類するもの全て。関係機関（県、市、幼稚園、小学校、警察、石川県女性相談支援センター及び一時保護所）、近隣住民及び知人等とのやりとりを記したもの全て。令和4年3月7日付け中児相第1748号の3による通知を行った、一時保護処分に係る経緯と意思決定に関するもの全て。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報が記録された審査請求人に係る児童記録票（以下「本件対象文書」という。）を特定し、令和4年5月17日に条例第15条第1項の規定により本件処分の決定を行い本件法定代理人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件法定代理人に対する本件処分を不服として、令和4年6月10日に行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、令和4年11月15日に条例第37条第1項の規定により、石川県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対し諮問を行った。

なお、条例は、令和5年4月1日に石川県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年石川県条例第32号。以下「施行条例」という。）が施行されたことに伴い廃止されているが、その経過措置として、施行条例附則第7項は「施行日前に旧条例第37条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。」と規定する。従って、本件審査請求については、条例の規定により調査審議を行うものとする。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が主張している内容は、次のとおりである。

審査請求の趣旨：本件処分を取り消し、改めて開示するよう求める。

審査請求の理由：本件処分において開示しないこととされた部分には不開示情報に該当しない又は実施機関が条例の適用を誤っていると考えている事項が含まれるため

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張している内容は、概ね次のとおりである。

1 不開示とした部分

別表1のとおり

2 本件処分に係る法令等の規定について

- (1) 児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条に規定する児童福祉の理念を実現するため、同法第12条第1項に基づき設置される行政機関であり、同条第2項において児童相談所の主たる業務を定めている。児童相談所の運営及び活動については、平成2年に厚生労働省において「児童相談所運営指針」（以下「指針」という。）が定められ、都道府県知事あて通知された。指針において、児童相談所の設置目的は、「市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること」とされ、「児童相談所における相談援助活動は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限発揮することができるよう子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる。このため、常に子どもの最善の利益を優先して考慮し、援助活動を展開していくことが必要である」（指針第1章第2節「児童相談所の性格と任務」）とされている。また、「虐待などに対する相談援助活動については、幅広い関係機関の参画と相互の連携が重要であり、日頃から関係機関間との意思疎通を十分に図っておく」（指針第3章第1節「相談援助活動の原則」）こととされ、さらに、「子どもや家庭をめぐる問題は複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、子どもや家庭に対するきめ細かな支援が重要となっている。そのためには、児童相談所の有する機能等の他、市町村、子育て世代包括支援センター、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、知的障害者更生相談所、児童福祉施設、児童委員、児童家庭支援センター等福祉分野の機関のみならず、医療機関、保健所、精神保健福祉センター、市町村保健センター、家庭裁判所、学校、教育委員会、警察、人権擁護委員、民間団体等種々の分野の機関とも連携を図るとともに、各機関とのネットワークを構築して、その活用を図ることが必要である。（児童虐待の防止に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）第4条第1項）」（指針第8章第1節「各種機関との連携の重要性」）とされている。
- (2) 児童相談所では、児童福祉法第11条により都道府県が行わなければならないと定められている児童の福祉に関する業務を行っており、児童の一時保護を行うこともその一つである（児童福祉法第11条第1項第2号ホ及び同法第12条第2項）。
- (3) 児童虐待防止法第7条の規定により「その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」とされている。この規定は、児童虐待を通告しようとする者が、虐待を行っている保護者等に対して通告したことが漏れることにより、通告を躊躇するおそれがあることから、児童虐待に係る通告を促進するために設けられたものである。また、ここでいう「職務上知

り得た事項」とは、通告に伴って職員が職務上知り得る情報であり、「当該通告をした者を特定させるもの」とは、通告をした者の氏名や住所のみならず、通告のあった時間や当該虐待を目撃した時間、場所など、児童虐待をしている保護者等がその情報を知った場合に通告をした者を特定しうる情報を含むものとされている。（「児童虐待の通告及び通告内容等の情報管理について」（平成22年11月19日付け雇児相発1119第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知））

3 条例の該当性について

（1）条例第14条第1号の該当性について

児童虐待の通告元を特定できる情報については、児童虐待防止法第7条の規定により開示できないとされており、条例第14条第1号（法令秘情報）の不開示情報に該当する。

（2）条例第14条第2号の該当性について

職員が相談者に対して抱く印象や評価を含む情報について、これを開示することとすれば、相談者が閲覧することを意識して職員が率直な記録を躊躇すること、また相談者本人の評価や方針が開示されることで、職員との間にあつれきが生じ信頼関係が損なわれるおそれがあり、相談・援助業務に実質的な支障を及ぼすおそれがあり、条例第14条第2号（評価等情報）の不開示情報に該当する。

（3）条例第14条第3号の該当性について

開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報、または識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、条例第14条第3号（開示請求者以外の個人情報）の不開示情報に該当する。

（4）条例第14条第7号の該当性について

ア 相談者や関係機関との信頼関係が失われるおそれがある情報

実施機関及び関係機関が専門的見地から行った相談、評価、支援、連携についての記録を含むものであり、これらの情報は実施機関と関係機関以外の何人にも知られることを予定していないものであり、これらを開示した場合、実施機関と関係機関との信頼関係が損なわれ、事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。また相談者や関係機関との連絡や情報提供については、実施機関がそれを守秘するという前提があって行われるものであり、提供された情報を開示することで、相談者や関係機関からの信頼を失い、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

イ 相談の事務事業に関する情報

実施機関における相談の事務事業に関する情報であり、職員間の意見交換、評価、判断、方針決定に向けての協議などが含まれている。当該情報の開示が前提となれば、実施機関の着眼点、対応等が明らかになり、また方針決定のための率直な意見交換が妨げられ、評価や判断が困難となる。また心理検査については、刊行元マニュアル等において、適正な使用を守る専門家以外に公開しない、適正な使用を守る専門家以外には検査用具を公開しない、検査問題や記録用紙、その他の検査用具を開示したり、複写してはならないとされており、これらが開示となれば、当該事務事業または将来の同種の事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

（5）条例第14条第8号の該当性について

保護者の利益と児童の利益とは常に一致するとは限らず、未成年者の権利利益を害するおそれがあると認められる場合がありえる。当該文書には審査請求人の心身の状態、発言内容、一時保護所での

生活の様子に関する情報が含まれており、開示することにより審査請求人の権利利益を侵害するおそれがあり、条例第14条第8号の不開示情報に該当する。

第5 当審査会の判断理由

1 基本的な考え方

条例第1条では、「この条例は、個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と定めている。

当審査会は、この条例の目的に則して、以下のとおり判断するものである。

2 本件審査請求における争点について

審査請求人は、本件処分において本件法定代理人に開示しないこととされた部分には、条例の適用が誤っており不開示情報に該当しない情報が含まれている旨を主張している。

そこで、当審査会は、条例第43条第1項に基づき、本件対象文書を直接見分するインカメラ審理を実施して不開示とされた情報を直接確認することとした。併せて、本件処分において開示しないこととされた部分及びその開示しない理由について、同条第3項に基づき、実施機関に対し、不開示部分の内容及びその不開示理由を分類又は整理した資料の提出を求めることとした。なお、審査請求人に対し、条例第45条第1項に基づき上記資料の写しを送付した際、当該資料に対する意見書の提出の機会を与えたが、審査請求人から意見書の提出はなかった。

3 条例第14条（保有個人情報の開示義務）について

条例第14条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定しており、保有個人情報の原則開示を規定したうえで、例外的に不開示とする情報として、同条第1号から第8号までを定めている。

4 本件開示請求に係る保有個人情報について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、いずれの文書も、児童相談所の職員が審査請求人に対する相談援助を行う過程で作成または取得した文書であることが確認された。

児童相談所における相談援助活動については、実施機関が主張するとおり、指針において「常に子どもの最善の利益を優先して考慮することが必要」と規定されていることを鑑みると、本件対象文書への条例の適用についても子ども（審査請求人）の利益に最大限配慮する必要があると考える。

そこで、当審査会では、児童相談所における相談援助活動の性格を踏まえ、以下のとおり、本件処分において開示しないこととされた部分が条例第14条各号に規定する不開示情報に該当するか検討を行う。

5 実施機関が本件処分において不開示とした情報について

実施機関は、本件処分において開示しないこととされた部分は、条例第14条第1号、第2号、第3号、第7号及び第8号のいずれかに該当すると主張していることから、個別に検討を行う。

(1) 第1号（法令秘情報）に該当するとして不開示とした部分について

第1号は、「法令等の定めるところ又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項の規定による法定受託事務の処理について主務大臣が定める基準により、開示することができないと認められる情報」と規定する。

当審査会において見分したところ、実施機関が同号を理由に不開示とした部分には、通告者に関す

る情報が記載されていることが確認された。

通告者に関する情報について、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第7条は「市町村、都道府県を設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県を設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定する。

従って、実施機関の「児童虐待の通告元を特定できる情報については、児童虐待防止法第7条の規定により開示できない」との理由には、不合理な点はなく、本件保有個人情報と同号に規定する不開示情報に該当するものと認められる。

（2）第2号（評価等情報）に該当するとして不開示とした部分について

第2号は、「個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する情報であって、開示することにより、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定する。

当審査会において見分したところ、実施機関が同号を理由に不開示とした部分には、実施機関の職員の所見や職員が行った評価に関する情報が記載されていることが確認された。

従って、実施機関の「相談者が閲覧することを意識して職員が率直な記録を躊躇する」「職員との間にあつれきが生じ信頼関係が損なわれる」おそれがあるとの理由には、不合理な点はなく、本件保有個人情報は同号に規定する不開示情報に該当するものと認められる。

（3）第3号（開示請求者以外の個人情報）に該当するとして不開示とした部分について

第3号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。石川県個人情報保護条例解釈運用基準によれば、本号における「開示請求者」とは、未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をした場合には、本人のことであると解される。本件開示請求は、未成年者である審査請求人（本人）に代わり本件法定代理人が開示請求を行っているものであるから、本号における「開示請求者」は審査請求人となる。

当審査会において見分したところ、実施機関が同号を理由に不開示とした部分には、審査請求人以外の人物に関する情報が記載されていることが確認された。

従って、実施機関の審査請求人以外の個人に関する情報であるとの理由には、不合理な点はなく、本件保有個人情報は同号に規定する不開示情報に該当するものと認められる。

（4）第7号（事務事業情報）に該当するとして不開示とした部分について

第7号柱書は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定する。

当審査会において見分したところ、実施機関が同号を理由に不開示とした部分には、実施機関と関係機関との連絡調整に係る情報及び実施機関内部での検討等に係る情報であり、いずれも開示を前提としない率直な記載であることが確認された。

従って、実施機関の「関係機関との信頼関係を失う」「率直な意見交換が妨げられる」との理由には、

不合理な点はなく、本件保有個人情報とは同号柱書に規定する不開示情報に該当するものと認められる。

(5) 第14条第8号（未成年者情報）について

第8号は、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人から本人に代わって開示請求がなされた場合であって、開示することにより、当該本人の権利利益を侵害するおそれがある情報」と規定する。本件開示請求は、同号の「未成年者の法定代理人から本人に代わって開示請求がなされた場合」に該当する。

当審査会において見分したところ、実施機関が同号を理由に不開示とした部分には、審査請求人に関する情報であって、本件法定代理人が知っている又は知り得ることが明らかではない情報であることが確認された。

審査請求人は、本件法定代理人が開示請求を行った時点において、児童福祉法の規定により実施機関に一時保護されていたことから、実施機関の「保護者の利益と児童の利益とは常に一致するとは限らず、未成年者の権利利益を害するおそれがある」との理由には、不合理な点はなく、本件保有個人情報は同号に規定する不開示情報に該当するものと認められる。

(6) その他の情報

条例第15条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と規定する。当審査会として、本件対象文書を見分したところ、別表2に掲げる文書に記録された審査請求人（本人）に係る保有個人情報については、同条同項の規定により不開示情報に該当する部分を区分して除くことで、子ども（審査請求人）の利益を害するおそれがなく開示することができるものと判断した。

7 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員は、審査会の了承を得て審議を回避した。

(別 表)

審 査 会 の 処 理 経 過	
年 月 日	処 理 内 容
令和4年11月15日	諮問を受けた。(諮問石中セ第2719号の3)
令和7年 5月28日 (第69回審査会)	審議を行った。
令和7年 6月18日 (第70回審査会)	審議を行った。
令和7年 6月25日 (第71回審査会)	審議を行った。

(別表1) 審査請求人に係る児童記録票における不開示とする部分及び不開示の理由

不開示とする部分	左の内容	不開示の理由
相談経過一覧のうち「受付年月日」「相談経路」「相談種別」「相談種類」「相談内容」「主訴概略」「対応年月日」「終結年月日」	・虐待通告日、通告者、通告内容	第1号 第7号
児童記録票フェイスシートのうち「受付経路」「経路備考」「受付年月日」「相談種別」「相談事由」	・虐待通告日、通告者、通告内容	第1号 第7号
ケース記録1頁の黒塗りの部分	・虐待通告日、通告者、通告内容 ・関係機関からの情報提供	第1号 第7号
ケース記録2頁の黒塗りの部分	・虐待通告日 ・関係機関への調査	第1号 第7号
ケース記録3頁、ケース記録4頁一枠目の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第1号 第7号
ケース記録4頁3月9日火13:30～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録4頁3月11日木15:00～15:15の黒塗りの部分	・当所職員が開示請求者に対して抱いた印象、評価	第2号
ケース記録4頁3月11日木16:00～16:30、ケース記録5頁一枠目の黒塗りの部分	・開示請求者以外の人との面接内容	第3号
ケース記録5頁3月11日木16:45～、3月15日月、3月16日火14:47～の黒塗りの部分	・当所での所内協議及び対応方針 ・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録5頁3月18日木14:00～の黒塗りの部分	・通告機関からの文書受理についての記録	第1号 第7号
ケース記録5頁3月31日水、ケース記録6頁一枠目の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供 ・当所の対応方針	第7号
ケース記録6頁4月7日水13:30～14:00の黒塗りの部分	・関係機関との会議録 ・参加機関、参加者名 ・関係機関からの情報提供 ・子女に関する情報 ・今後の対応方針	第1号 第3号 第7号 第8号
ケース記録6頁三枠目の黒塗りの部分	・虐待通告日、通告者、通告内容 ・関係機関からの情報提供	第1号 第7号
ケース記録7頁の黒塗りの部分	・虐待通告日、通告者、通告内容 ・関係機関からの情報提供 ・当所での所内協議及び対応方針	第1号 第7号
ケース記録8頁、ケース記録9頁一枠目の黒塗りの部分	・虐待通告日、通告者、通告内容 ・関係機関からの情報提供 ・当所での所内協議及び対応方針	第1号 第7号
ケース記録9頁二枠目、ケース記録10頁一枠目の黒塗りの部分	・虐待通告日 ・関係機関からの情報提供 ・当所での所内協議及び対応方針 ・子女に関する情報	第1号 第7号 第8号
ケース記録10頁二枠目、三枠目、四枠目、五枠目の黒塗りの部分	・虐待通告日 ・関係機関からの情報提供	第1号 第7号
ケース記録10頁 4月16日金9:00～、ケース記録11頁一枠目の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録11頁4月16日金9:10～、4月16日金11:50～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録11頁四枠目の黒塗りの部分	・虐待についての情報提供者との面接内容及び日時	第1号 第7号
ケース記録12頁の黒塗りの部分	・虐待についての情報提供者との面接内容	第1号 第7号
ケース記録13頁一枠目の黒塗りの部分	・虐待についての情報提供者との面接内容 ・関係機関からの情報提供及び対応についての協議	第1号 第7号
ケース記録13頁4月19日月9:30～、4月19日月16:00～、4月19日月16:30～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録14頁、ケース記録15頁一枠目の黒塗りの部分	・関係機関との会議録 ・参加機関、参加者名 ・関係機関からの情報提供 ・子女に関する情報 ・今後の対応方針	第1号 第3号 第7号 第8号
ケース記録15頁4月26日月17:20～、4月27日火9:00～、4月27日火15:15～、5月6日木10:00～、ケース記録16頁一枠目の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録16頁5月7日金13:30～、5月12日水17:03～、5月17日月9:00～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録16頁五枠目、ケース記録17頁一枠目の黒塗	・虐待についての情報提供者との面接内容及び日時	第1号

不開示とする部分	左の内容	不開示の理由
りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録17頁5月18日火17:40～、ケース記録18頁一枠目の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供 ・関係機関との情報共有	第7号
ケース記録18頁5月25日火14:00～、6月1日火15:15～、6月3日木、6月18日金11:30～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録18頁6月25日金15:00～の黒塗りの部分	・開示請求者以外の人との電話	第3号
ケース記録18頁七枠目の黒塗りの部分	・虐待についての情報提供者からの電話及び日時	第1号 第7号
ケース記録18頁6月25日金15:40～、ケース記録19頁一枠目の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録19頁二枠目の黒塗りの部分	・虐待についての情報提供者との電話内容及び日時	第1号 第7号
ケース記録19頁6月25日金17:15～、6月28日月8:58～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録19頁6月28日月10:20～の黒塗りの部分	・虐待についての情報提供者との電話内容	第1号 第7号
ケース記録19頁7月1日木15:00～、7月8日木10:00～、7月8日木10:30～、7月9日金10:30～、ケース記録20頁一枠目の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録20頁7月12日月9:30～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録20頁7月13日火16:00～、四枠目の黒塗りの部分	・虐待についての情報提供者との電話、面接内容及び日時 ・関係機関からの情報提供	第1号 第7号
ケース記録20頁7月21日水12:10～、7月27日火14:00～16:20、七枠目の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録21頁8月6日金10:00～、8月6日金10:30～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録21頁三枠目、四枠目、五枠目の黒塗りの部分	・虐待についての情報提供者との電話及び日時	第1号 第7号
ケース記録21頁8月10日火15:03～の黒塗りの部分	・開示請求者以外の人との電話	第3号
ケース記録21頁8月10日火16:00～、8月13日金14:00～、ケース記録22頁一枠目の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録22頁8月16日月17:10～の黒塗りの部分	・開示請求者以外の人との電話	第3号
ケース記録22頁8月17日火8:50～、8月18日水15:00～、8月20日金10:30～、8月24日火10:45～、8月27日金15:30～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録22頁八枠目、ケース記録23頁一枠目の黒塗りの部分	・虐待についての情報提供者との面接内容及び日時 ・当所での所内協議及び対応方針	第1号 第7号
ケース記録23頁8月30日月15:10～、8月30日月15:20～、8月31日火16:10～、9月1日水13:40～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録24頁9月2日木17:10～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録24頁二枠目の黒塗りの部分	・虐待についての情報提供者との面接内容及び日時 ・関係機関との情報共有	第1号 第7号
ケース記録24頁9月9日木、9月10日金の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録24頁五枠目の黒塗りの部分	・虐待についての情報提供者との面接内容及び日時 ・関係機関との情報共有	第1号 第7号
ケース記録24ページ9月22日水15:25～、ケース記録25頁一枠目の黒塗りの部分	・関係機関との情報共有	第7号
ケース記録25頁9月28日火14:00～17:00、10月6日水15:30～、10月6日水17:30～、10月19日火12:40～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録25頁六枠目の黒塗りの部分	・虐待通告日、通告者、通告内容 ・当所の所内協議及び対応方針	第1号 第7号
ケース記録26頁一枠目、二枠目、三枠目の黒塗りの部分	・虐待通告日 ・関係機関からの情報提供 ・当所の所内協議及び対応方針	第1号 第7号
ケース記録26頁四枠目、ケース記録27頁一枠目の黒塗りの部分	・虐待通告日、通告内容 ・関係機関からの情報提供 ・開示請求者以外の氏名 ・当所の所内協議及び対応方針 ・子女に関する情報	第1号 第3号 第7号 第8号
ケース記録27頁10月22日金15:15～15:25	・開示請求者以外の人との電話	第3号

不開示とする部分	左の内容	不開示の理由
の黒塗りの部分		
ケース記録27頁10月22日金17:20～、10月22日金17:40～、10月25日金8:40～、ケース記録28頁一枠目の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録28頁10月25日金9:00～、10月25日金13:10～、10月29日金16:30～、11月1日金13:30～、11月1日金14:15～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録28頁七枠目、ケース記録29頁一枠目の黒塗りの部分	・虐待についての情報提供者との面接内容及び日時	第1号 第7号
ケース記録29頁11月5日金11:00～、11月5日金16:00～、11月11日木14:00～、11月12日金17:05～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録30頁の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録31頁の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録32頁一枠目、2月21日金15:00～、2月21日金16:30～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録32頁四枠目、五枠目、六枠目、3月2日水6:57～の黒塗りの部分	・虐待通告日、通告者、通告内容 ・関係機関からの情報提供 ・虐待についての情報提供者との電話 ・当所の所内協議及び対応方針	第1号 第7号
ケース記録33頁の黒塗りの部分	・虐待についての情報提供者との電話、面接内容及び日時	第1号 第7号
ケース記録34頁の黒塗りの部分	・虐待通告日、通告者、通告内容 ・関係機関からの情報提供 ・当所の所内協議及び対応方針	第1号 第7号
ケース記録35頁一枠目、二枠目の黒塗りの部分	・虐待通告日 ・関係機関からの情報提供	第1号 第7号
ケース記録35頁三枠目、ケース記録36頁一枠目の黒塗りの部分	・虐待通告日 ・関係機関からの情報提供及び情報共有 ・子女に関する情報 ・当所の所内協議及び対応方針	第1号 第7号 第8号
ケース記録36頁二枠目、三枠目の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供 ・他機関からの情報提供 ・虐待についての情報提供者との電話、面接内容及び日時	第1号 第7号
ケース記録36頁四枠目、ケース記録37頁一枠目の黒塗りの部分	・虐待通告日、通告者、通告内容 ・関係機関からの情報提供及び情報共有 ・開示請求者以外の氏名、電話番号 ・当所の所内協議及び対応方針	第1号 第3号 第7号
ケース記録37頁3月3日木19:00～21:15、ケース記録38頁一枠目の黒塗りの部分	・開示請求者以外の人との面接内容 ・関係機関からの情報提供	第3号 第7号
ケース記録38頁3月3日木21:20～、3月4日金8:30～、3月4日金8:50～の黒塗りの部分	・開示請求者以外の氏名 ・関係機関からの情報提供 ・関係機関との協議及び情報共有	第7号
ケース記録38頁3月4日金10:30～、ケース記録39頁一枠目の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供 ・関係機関との協議及び情報共有	第3号 第7号
ケース記録39頁3月4日金13:00～15:00、ケース記録40頁一枠目の黒塗りの部分	・開示請求者以外の人との面接内容	第3号
ケース記録40頁3月4日金16:00～、3月4日金17:30～、3月7日金10:30～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録41頁3月7日13:00～の黒塗りの部分	・開示請求者以外の人との面接内容 ・関係機関からの情報提供	第3号 第7号
ケース記録41頁3月7日14:00～の黒塗りの部分	・虐待通告についての関係機関からの連絡	第1号 第7号
ケース記録41頁3月7日17:30～、ケース記録42頁一枠目の黒塗りの部分	・子女の心情、発言	第8号
ケース記録42頁3月7日18:15～、3月7日18:45～、3月8日火8:45～、3月8日火9:45～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供及び情報共有	第7号
ケース記録42頁3月8日火11:50～、ケース記録43頁一枠目の黒塗りの部分	・開示請求者以外の人との電話	第3号
ケース記録43頁3月8日火18:10～の黒塗りの部分	・開示請求者以外の氏名 ・関係機関からの情報提供	第3号 第7号
ケース記録44頁3月9日水16:00～16:10の黒塗りの部分	・子女の心情、発言	第8号
ケース記録45頁3月10日木12:55～の黒塗りの部分	・開示請求者以外の氏名 ・他機関への調査依頼	第3号 第7号

不開示とする部分	左の内容	不開示の理由
ケース記録45頁3月10日木13:30～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録45頁3月10日木15:45～、3月10日木16:00～、ケース記録46頁一枠目の黒塗りの部分	・開示請求者以外の氏名及び電話 ・他機関からの情報提供	第3号 第7号
ケース記録46頁3月11日金10:13～10:27の黒塗りの部分	・開示請求者以外の氏名、電話番号、及び相談内容	第3号 第7号
ケース記録46頁3月11日金19:30～、3月14日木10:35～、ケース記録47頁一枠目の黒塗りの部分	・開示請求者以外の人との電話	第3号
ケース記録47頁3月14日木13:30～、3月14日木13:45～の黒塗りの部分	・他機関への調査依頼	第7号
ケース記録47頁3月14日木15:00～15:30の黒塗りの部分	・開示請求者以外の氏名 ・他機関からの情報提供	第3号 第7号
ケース記録47頁五枠目、ケース記録48頁3月15日火13:00～の黒塗りの部分	・他機関との連絡 ・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録48頁3月15日火14:00～の黒塗りの部分	・他機関からの情報提供	第7号
ケース記録48頁3月16日水9:10～15:00の黒塗りの部分	・開示請求者以外の氏名 ・他機関からの情報提供	第3号 第7号 第8号
ケース記録48頁3月17日木16:15～の黒塗りの部分	・開示請求者以外の人との電話	第3号
ケース記録48頁3月17日木17:10～の黒塗りの部分	・関係機関からの情報提供	第7号
ケース記録49頁一枠目の黒塗りの部分	・当所での所内協議及び対応方針	第7号
ケース記録49頁3月18日金11:00～の黒塗りの部分	・開示請求者以外の氏名 ・他機関との情報共有	第3号 第7号
ケース記録51頁3月31日木15:10～の黒塗りの部分	・開示請求者以外の人との電話	第3号
ケース記録51頁3月31日木16:45～の黒塗りの部分	・当所での所内協議及び対応方針	第7号
ケース記録51頁3月31日木の黒塗りの部分	・虐待通告者、通告内容 ・当所の対応方法 ・関係機関との連携状況 ・当所の対応方針	第1号 第7号
ケース記録52頁4月1日金9:15～の黒塗りの部分	・他機関との連絡	第7号
ケース記録52頁4月1日金15:30～16:30、4月5日火9:00～の黒塗りの部分	・開示請求者以外の個人に関する情報 ・他機関からの情報提供	第3号 第7号 第8号
ケース記録52頁4月5日火の黒塗りの部分	・通告機関からの文書受理についての記録	第1号 第7号
ケース記録52頁4月6日水16:50～の黒塗りの部分	・開示請求者以外の氏名 ・他機関への連絡、相談	第3号 第7号
ケース記録52頁4月8日金10:30～11:20、4月8日金15:09～の黒塗りの部分	・他機関への連絡、相談	第7号
児童虐待通告・相談及び確認調査票のうち黒塗りの部分	・虐待通告日、通告者、通告内容 ・開示請求者以外の氏名 ・関係機関からの情報提供 ・子女に関する情報	第1号 第2号 第3号 第7号 第8号
児童虐待リスクアセスメント・サマリテーブルのうち黒塗りの部分	・当該家庭の虐待状況のリスク評価	第2号 第7号
一時保護票のうち「相談種別」「通告・送致者」「ケース概要」	・虐待通告日、通告者、通告内容 ・関係機関からの情報提供	第1号 第7号 第8号
起案文書のうち黒塗りの部分	・他機関への文書交付の依頼内容	第7号
供覧処理票のうち黒塗りの部分	・他機関から受理した文書の内容	第7号
援助方針会議録のうち黒塗りの部分	・虐待通告日、通告者、通告内容 ・開示請求者以外の氏名や相談内容 ・関係機関からの情報提供 ・当所の対応及び対応方針	第1号 第3号 第7号 第8号
会議録のうち黒塗りの部分	・関係機関との会議録 ・参加機関、参加者名 ・関係機関からの情報提供 ・今後の対応方針	第1号 第3号 第7号 第8号
健康診断書・医学的所見のうち黒塗りの部分	・開示請求者以外の氏名 ・子女の健康診断の結果	第3号 第8号
心理診断のうち黒塗りの部分	・児童心理司と子女との面接記録及び心理判定内容	第8号

不開示とする部分	左の内容	不開示の理由
保護児童観察記録のうち黒塗りの部分	・ 開示請求者以外の氏名及び一時保護所における生活の様子、活動内容 ・ 一時保護所における子女の生活の様子及び活動内容	第3号 第7号 第8号
他機関から入手した資料、当所で作成した資料のうち黒塗りの部分	・ 児童虐待通告にかかる情報（通告日、通告者、通告内容） ・ 他機関からの交付文書 ・ 他機関から入手した資料 ・ 他機関への説明資料	第1号 第3号 第7号 第8号

（別表2）開示相当と判断される審査請求人に係る保有個人情報

対象文書	開示相当と判断される情報
審査請求人について、警察署長が児童相談所長に対し、令和3年3月8日付けで提出した児童通告書（根拠規定 児童福祉法第25条第1項）	・ 審査請求人に係る氏名、性別、生年月日（年齢）、本籍
審査請求人について、警察署長が児童相談所長に対し、令和4年3月23日付けで提出した児童通告書（根拠規定 児童福祉法第25条第1項）	・ 審査請求人に係る氏名、性別、生年月日（年齢）、本籍
審査請求人について、児童相談所長が本籍地に対し行った戸籍謄本・戸籍の附表の交付依頼（根拠規定 児童福祉法第11条第1項第2号ハ）	・ 審査請求人に係る氏名、生年月日（性別）、本籍、筆頭者（続柄）
審査請求人について、児童相談所長が本籍地から取得した戸籍謄本（根拠規定 児童福祉法第11条第1項第2号ハ）	・ 審査請求人に係る本籍、筆頭者、氏名、生年月日、父母、続柄、身分事項
審査請求人について、児童相談所長が本籍地から取得した戸籍の附表（根拠規定 児童福祉法第11条第1項第2号ハ）	・ 審査請求人に係る本籍、筆頭者、氏名、生年月日、性別